

# 国際交流ガイドライン

光触媒産業の発展にともない我が国のみならず、欧米やアジア諸国でも光触媒が注目され、光触媒製品が市場に出回るようになってきたが、その中にはまがいものも多く見られ、光触媒製品に対する各国消費者の信頼が失われかねない。こうした中で光触媒技術の応用と拡大と認知活動を通じて製品の普及を図り、技術の向上と高品質な製品の供給による健全な市場形成を促すことにより関連産業の発展と国民生活の向上に寄与することを目的として光触媒工業会が発足した。

当工業会の活動は、光触媒製品の世界市場への普及と地球環境改善への貢献を目指して光触媒性能評価試験法の国際標準化にも取り組んでおり、国際委員会は以降、本格的に当工業会の国際協力活動を行うことにある。

この主旨に則り、公平性、透明性、公共性を重視する観点から、当委員会は当工業会に対する海外からの問合せ等に対し、次のように会としての国際交流ガイドラインを定める。

## (海外からの問合せ等への対応)

1. 相手先団体が当該国における唯一の光触媒団体か？否かを確認する。もし他に団体があった場合、機会均等の原則に則り、何れの団体にも同等に対応するが出来る限り当該国での複数団体一本化を要請する。
2. 問合せ等に対する会員各社の紹介は、会員間の機会均等の主旨から特に行わず、会員名リストの掲示に留めておく。(Web Site から利用可能とする)
3. 学会・展示会・コンファレンスへの参加要請、及び、後援・共催などの申し入れは、理事会諮問事項とする。
4. 当工業会との製品や技術の共同開発といった要請についてはお断りする。
5. 来日訪面談に対しては、当委員会で対応し、必要に応じて会長・副会長の同席を求める。

## (海外へのアクション)

6. 海外にて光触媒の効果や使用方法について不適切な情報が発信されている、あるいは海外の企業が勝手に日本の工業会認証マークを使用している、などのケースが明らかとなった場合の対応としては、当該企業にその是正を求める勧告を、文書をもって工業会名で送達し、これに応じない場合は Web Site にて「当工業会の関与しない工業会認証マーク不正使用」の告示を行う。
7. 海外における普及活動については、英文版 光触媒性能表示ガイドラインをもって説明に努める。
8. 光触媒工業会の会員が、海外で光触媒に関する講演・発表等を行う機会がある場合、当工業会の PR に努める。(プレゼンのための資料やデータは当工業会が準備する)
9. 各国ごと、その地域社会に密着できる「認証マーク当該国」版を設立する支援を行うが、認証マークの基準規格を当該国に譲渡移転するものとはしない。
10. 試験法の指導について当委員会としての派遣は行わない。但し、正会員個別各社への依頼、要請は会員各社での判断とする。

## (その他)

11. 本ガイドラインは、状況に応じて、適宜、修正・改訂する。

制定：平成18年7月20日

改訂：平成18年7月25日